令和5年度大規模災害時北海道ブロック協議会に係る災害廃棄物対策に関する調査検討業務に係る提案書の評価基準表

	≘ਕ/≖-≖ ⊓			5T (/F =	エフハ	- 1		井保しの甘 滞	- F -
大項目	評価項目 中項目	小項目	要求要件	評価	待点 合計 基础	配分 地名	占	基礎点		加点 <i>の</i> 採点
		小州日	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5 5	5		歴院 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴 歴	,ji	- 150 VIII
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を具体的に記述すること。	必須	25	5	_	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。	
0.1 仕垟聿2/1)の業務内		(1)の業務内	会場選定、日程調整、資料及い議事要官の作成寺の各方針を具体的に提案すること。 <u>また、関催にあたって護じる新刊コロナウオルス成逸症対策について記載すること</u> 姿料作成、護師及びつっとリテーターの選定、ロークとついての概要等、選挙方法を見	必須	40	_	15	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	会場の選定、日程調整、資料及び議事要旨の作成等の各方針が、効率的で確実性があるか。 また、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられる計画となっているか。	
2	空 2.3 仕様書2(3)の業務内容 2.4 仕様書2(4)の業務内容 2.5 仕様書2(5)、(6)の業務内容		資料作成、講師及びファシリテーターの選定、ワークショップの概要等、運営方法を具体的に提案すること。		40	5	20	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	日程調整、講師等選定、ワークショップ運営の方針は要求内容と合致し、確実性があるか。	
2			会場選定、日程調整、資料及び議事要旨の作成等の各方針を具体的に提案すること。大人数で円滑に開催する方策を記載すること。 また、開催にあたって講じる新型コロナウイルス感染症対策について記載すること。	必須	60	_	30	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	会場の選定、日程調整、資料及び議事要旨の作成等の各方針が、効率的で確実性があるか。 大人数での開催を円滑に実施できる確実性があるか。 また、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられる計画となっているか。	
2			資料作成、講師及びファシリテーターの選定、ワークショップの概要等、運営方法を具体的に提案すること。道北とその他のエリアの違い、計画の有無による違い、大人数での実施を円滑に行う工夫を記載すること。		00	5	25	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	会場選定、日程調整、講師等選定、ワークショップ運営の方針は要求内容と合致し、確実性があるか。 想定災害の違い(道北とその他のエリア)、計画の有無による差異について工夫はあるか。 大人数での開催を円滑に実施できる確実性があるか。	
			相談会の開催方法、サポート方法について記載すること。	必須			5	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	相談会の開催方法及び処理計画策定等へのサポートは十分か。	
2			水害の被害想定の計算方法とマニュアルの作成方針について記載すること。また、行動計画の改定について、意見集約及び最終案の作成について記載すること。	必須	25	5	10	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	被害想定の計算方法は適切か。マニュアルの作成方針に工夫はあるか。 行動計画改定の意見集約の方法や最終案作成に確実性はあるか。	
2.7 仕様書2(8)の業務内 容及び実施計画			打合せに係る対応者、項目の提案、日程調整、記録の作成方法等を具体的に提案すること。	必須	i		5	提案された作業内容が具体的で適切なものであること。	事務所担当者との打合せに係る対応者の選定、打合せ項目の提案、日程調整、記録の作成方法を具体的に 提案すること。	
3 業務の実施								·		
3	3.1 執行体制 等		業務の実施体制について、責任者の氏名、役職、従事者の役割分担、従事者数、内・ 外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	10	5	5	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業 務の根幹部分(業務の立案、評価・検討等)を提案者が実施すること。 協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。	
	3.2 従事者の 力、資格等)実績、能	業務に従事する者の類似業務等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 業務に従事する者の業務従事期間中における、本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	必須	5	5 -	-	従事者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	従事者の資格、経歴、専門性等が、本業務に相応しいものか。本業務に関係する技術士等の資格や博士号、 経歴、専門性を有する者が本業務に関わり事業の実効性が期待できるか。	
4 組織の実績			過去5年以内に災害廃棄物対策又は災害廃棄物処理計画に関する請負業務の実績があれば、その件数及び概要を記載すること。	任意	10 -		10	-	過去において、災害廃棄物対策に関する請負業務又は廃棄物処理計画に関する請負業務の実績が1件あれば可とし、それ以上の場合は件数や業務概要に応じて加点する。	
5 組織の環境マネジメントシステム認 証取得等の状況		ンステム認	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5 -	-	5	_	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。	
推進に関する認定等取得状況 (女性の活躍推進に向けた公共調達 及び補助金の活用に関する実施要領 第1の1(1)ただし書きに該当する、環		ランス等の 犬沢 公共調達 る実施る、 な当する購入 動車の購入	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5 -	-	5	_	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法等9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定) ・プラチナるみん認定 4点 ・くるみん認定(部基準※4) 3点 ・くるみん認定(明基準※5) 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正後認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	
			賃上げの実施を表明した企業等について							
7.企業等の賃上げの実施(事業年度 (又は暦年)における賃上げ)		尹禾十戌	・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	10 -	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	
			・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	技術点	200 3	5 16	35			

技術点 200 35 165 小計 価格点 100 総計 300